

老高発 0531 第 1 号  
平成 25 年 5 月 31 日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

### 有料老人ホームを対象とした指導の強化について

「有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査（第4回）等の実施について」（平成24年10月23日付け厚生労働省高齢者支援課事務連絡）について、別添1のとおりとりまとめたので情報提供する。

単身又は夫婦のみの高齢者世帯が大幅に増加する中で、高齢者が安心して暮らせる住まいと生活に係る福祉サービス等の一体的な供給が必要とされているなかで、高齢者向け住まいの適切な確保に当たっては、有料老人ホームの適確な把握や指導が必須であると考えますが、今回の調査結果を踏まえると、一層の指導の強化が必要であると考えられるため、下記について、適切な取組の実施をお願いします。

なお、今後、有料老人ホームに関する指導の徹底を図るため、各地方公共団体の担当者を対象とした全国会議の開催を検討しているところであり、詳細な議題や日程については今後、改めて通知する予定であることを申し添える。

#### 記

#### 1. フォローアップ調査（第4回）の結果について

これまで累次にわたり有料老人ホームの届出促進、適切な指導監督を求めてきたところであるが、今回の調査結果では、有料老人ホームの届出手続が進んでいない実態が見受けられた。一方で、未届件数の増加は、各地方公共団体における実態把握が進展している結果でもあるため、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」（平成19年3月20日付け厚生労働省老健局計画課長、振興課長通知）等を踏まえ、関係機関と連携して、今まで以上に届出促進のための取組の徹底をお願いしたい。

なお、今回は、各地方公共団体における届出促進に向けた取組等についても調査し、その結果を別添2にとりまとめたので、取組を進めるにあたり参照願いたい。

今後の未届施設の届出や指導等の状況については、本年10月を目途に第5回フォロ

ーアップを行う予定としている。様式等については別途通知する予定である。

関係部局や市区町村との連携体制を構築し、一体となって取り組んでいただくようお願いする。

## 2. 有料老人ホームの前払金の保全措置の状況について

今回の調査結果では、老人福祉法第 29 条第 7 項の規定に基づく前払金の保全措置が義務付けられている施設のうち、保全措置が講じられていない施設が多数存在し、法令遵守が図られていない実態が確認された。こうした違法な有料老人ホームが多数存在していることは大変遺憾であり、有料老人ホームの市場全体の信頼を揺るがしかねない事態である。

有料老人ホームの入居者を保護する観点から、貴団体においては、有料老人ホームの事業者に対して、以下の①及び②に係る指導を徹底していただきたい。

① 前払金の保全措置を講じていないことは、法令に違反する行為であることをから、前払金の徴収を行う場合には、所要の措置を講ずる必要があることを、貴団体管内の有料老人ホーム事業者に対して周知徹底を図ること。

② 前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対して、老人福祉法第 29 条第 9 項に基づく検査、同条第 11 項に基づく改善命令等、速やかに改善に向けた取組を実施すること。なお、検査の拒否や改善命令に対する違反等を行った事業者に対しては、同法第 39 条及び第 40 条に基づく罰則に基づく罰則を適用すること。

特に②に関しては、今回の調査結果において、保全措置を講じていない施設に対し、指導を行った件数が違法な有料老人ホーム件数の半分以上に留まっていることから、指導を実施していない団体においては、取組の徹底をお願いしたい。

(参照条文)

○老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）

第 29 条

7 有料老人ホームの設置者のうち、終身にわたって受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を書面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

9 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくはは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

11 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第 4 項から第 8 項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

第39条 第18条の2第1項又は第29条第11項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第40条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

- 1 第29条第9項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

### 3. 有料老人ホームの取扱について

平成25年1月18日、群馬県渋川市にある「静養ホームたまゆら」で発生した火災事故に関して、前橋地方裁判所により、事業関係者に対する判決がなされた。判決文では、「静養ホームたまゆら」については、65歳以上の者が圧倒的に多く入居しており、介護等の供与を受けており、募集も高齢者を主な対象としていたため、有料老人ホームとして行政指導や消防法令上の規制を受けるべき実態を十分に備えていたものと認められるとの判断が示されたところである。

有料老人ホームの実態把握に関して、厚生労働省としての考え方を、別添3のとおり整理したので、未届有料老人ホームに対する指導を行うにあたって参考とされたい。

### 4. 有料老人ホームにおける防火安全対策の徹底及び点検について

平成25年2月8日、長崎市の認知症高齢者グループホームで、入居者5名が死亡する火災事故が発生した。

有料老人ホームにおいて、防火体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通知体制の確保等について、下記の【点検事項】について留意の上、再点検を行い、防火安全体制に万全を期すよう、管内市町村及び事業者への周知徹底をお願いします。

なお、消防法施行令（昭和36年政令第37号）において、スプリンクラー設備の設置が義務とされていない275㎡未満の有料老人ホームについても、介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用することができる（別添4）ため、積極的にスプリンクラー設備の設置に努めること。

#### 1. 緊急時の対応について

##### 【点検事項】

- ① 事故・災害に関する具体的計画（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。）の策定状況
- ② 定期的な避難訓練の実施状況
- ③ 事故発生時の関係機関への連絡体制

【参考】有料老人ホームの設置運営標準指導指針(平成14年7月18日付老発第0718003号)

6 施設の管理・運営

(3) 緊急時の対応

事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。

2. 消防法その他の法令等に規定された設備

【点検事項】

- ① 消防法その他の法令等に規定された設備の設置状況(スプリンクラー設備、自動火災報知設備、火災通報装置、消火器など)
- ② 緊急通報装置の設置状況

【参考】有料老人ホームの設置運営標準指導指針

4 規模及び構造設備

- (2) 建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する耐火建築物又は準耐火建築物とし、かつ、建築基準法、消防法(昭和23年法律第186号)等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故・災害に対応するための設備を十分設けること。

また、緊急通報装置を設置する等により、入居者の急病等緊急時の対応を図ること。

以 上